

第88期 決算公告

平成 18 年 6 月 30 日

佐賀市松原四丁目 2 番 12 号
株式会社 佐賀共栄銀行
取締役頭取 山本 孝之

第 88 期末(平成 18 年 3 月 31 日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け	10,785	預 金	227,516
現 金	5,120	当 座 預 金	2,375
預 け 金	5,665	普 通 預 金	63,562
商 品 有 価 証 券	35	貯 蓄 預 金	785
商 品 国 債 債 券	35	通 知 預 金	296
有 価 証 券	46,969	定 期 預 金	154,313
国 債 債 券	19,716	定 期 積 金	4,711
地 方 債 債 券	2,995	そ の 他 の 預 金	1,470
社 債 債 券	12,258	コ ー ル マ ネ ー	2,600
株 式 債 券	2,737	そ の 他 負 債	573
そ の 他 の 証 券	9,261	未 決 済 為 替 借	43
貸 出 金	181,792	未 払 法 人 税 等	20
割 引 手 形 付	3,360	未 払 費 用	264
手 形 貸 付	18,268	前 受 収 益	193
証 書 貸 付	149,318	従 業 員 預 り 金	7
当 座 貸 越	10,844	給 付 補 て ん 備 金	1
そ の 他 資 産	670	そ の 他 の 負 債	42
未 決 済 為 替 貸	57	退 職 給 付 引 当 金	518
未 収 収 益	259	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	810
そ の 他 の 資 産	352	支 払 承 諾	1,060
動 産 不 動 産	4,840	負 債 の 部 合 計	233,078
土 地 建 物 動 産	4,786	(資 本 の 部)	
保 証 金 権 利 金 産	54	資 本	2,100
繰 延 税 金 資 産	2,847	資 本 剰 余 金	679
支 払 承 諾 見 返 金	1,060	資 本 準 備 金	679
貸 倒 引 当 金	5,260	利 益 剰 余 金	7,440
		利 益 準 備 金	554
		任 意 積 立 金	6,259
		別 途 積 立 金	6,259
		当 期 未 処 分 利 益	626
		当 期 純 利 益	587
		土 地 再 評 価 差 額 金	975
		株 式 等 評 価 差 額 金	509
		自 己 株 式	22
		資 本 の 部 合 計	10,663
資 産 の 部 合 計	243,741	負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	243,741

貸借対照表注記

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

4. 動産不動産の減価償却は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10年～47年

動 産 5年～10年

5. 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

6. 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（16年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（16年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理

なお、会計基準変更時差異（490百万円 厚生年金基金代行返上後）については、15年による按分額を費用処理しております。

9. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

10. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税については当期の費用に計上しております。

11. 取締役及び監査役に対する金銭債権総額 120百万円

12. 子会社の株式総額 5百万円

13. 子会社に対する金銭債務総額 6百万円

14. 動産不動産の減価償却累計額 2,640百万円

15. 動産不動産の圧縮記帳額 203百万円

16. 貸借対照表に計上した動産不動産のほか、電子計算機の一部等については、リース契約により使用しております。

17. 貸出金のうち、破綻先債権額は159百万円、延滞債権額は8,912百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
18. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は61百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,315百万円あります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
20. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は11,449百万円あります。
 なお、17. から20. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
21. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形の額面金額は3,360百万円あります。
22. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 為替決済、有担保コール等の取引の担保として、有価証券14,502百万円を差し入れております。
23. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。
 再評価を行った年月日 平成10年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が公表した方法により算定した価額に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。
 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,151百万円
24. 1株当たりの純資産額 581円87銭
25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下28.まで同様であります。

売買目的有価証券

貸借対照表計上額		35百万円			
当期の損益に含まれた評価差額		0			
満期保有目的の債券で時価のあるもの					
	貸借対照表	時	価	差	額
	計上額				
国債	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円
地方債	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-
社債	900	910	10	15	5
その他	3,296	3,134	162	6	168
合計	4,196	4,044	151	22	173

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損
株 式	2,327百万円	2,568百万円	240百万円	528百万円	287百万円
債 券	34,903	34,070	833	24	858
国 債	20,235	19,716	519	4	524
地方債	3,092	2,995	96	-	96
短期社債	-	-	-	-	-
社 債	11,575	11,358	216	19	236
そ の 他	6,225	5,964	260	15	275
合 計	43,456	42,603	853	567	1,421

なお、上記の評価差額から繰延税金資産343百万円を加えた額509百万円が、「株式等評価差額金」に含まれております。

26．当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
15,671百万円	725百万円	58百万円

27．時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	5百万円
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	163百万円

28．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	2,883百万円	15,660百万円	6,241百万円	10,184百万円
国 債	1,702	7,668	1,555	8,789
地方債	114	1,957	792	131
短期社債	-	-	-	-
社 債	1,065	6,035	3,894	1,263
そ の 他	200	2,929	2,105	3,911
合 計	3,084	18,590	8,346	14,095

29．当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、16,898百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが9,686百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30．固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を当期から適用しております。これにより税引前当期純利益は61百万円減少しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

これは、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）が、平成17年4月1日以降開始営業年度から適用されたことによるためであります。

31．自己資本比率 8.36%

第 88 期 (平成 17 年 4 月 1 日から) 損益計算書
平成 18 年 3 月 31 日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		7,309
資金運用収益	5,745	
貸出金利	5,222	
有価証券利息配当	523	
預け金利息	0	
その他の受入利息	0	
役員取引等収益	601	
受入為替手数料	226	
その他の役員収益	374	
その他の業務収益	220	
外国為替売却益	0	
外国債等債券売却益	220	
その他の経常収益	741	
株式等売却益	505	
その他の経常収益	235	
経常費用		6,271
資金調達費用	127	
預金利息	127	
コールマネー利息	0	
その他の支払利息	0	
役員取引等費用	733	
支払為替手数料	32	
その他の役員費用	701	
その他の業務費用	58	
商品有価証券売買損	0	
外国債等債券売却損	57	
外国債等債券償還	0	
営業経常費用	4,124	
その他の経常費用	1,227	
貸倒引当金繰入額	1,010	
株式等売却損	0	
株式等償却	4	
その他の経常費用	211	
経常利益		1,037
特別利益		68
動産不動産処分益	65	
償却債権取立益	2	
その他の特別利益	1	
特別損失		66
動産不動産処分損失	5	
減損損失	61	
税引前当期純利益		1,039
法人税、住民税及び事業税		14
法人税等調整額		437
当期純利益		587
前期繰越利益		55
土地再評価差額金取崩額		38
中間配当額		45
利益準備金積立額		9
当期末処分利益		626

損益計算書注記

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．子会社との取引による収益総額	0 百万円
子会社との取引による費用総額	28 百万円
3．1 株当たり当期純利益金額	31 円 54 銭

(平成 18 年 3 月 31 日現在)連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	10,785	預 金	227,510
商 品 有 価 証 券	35	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	2,600
有 価 証 券	46,963	そ の 他 負 債	574
貸 出 金	181,792	退 職 給 付 引 当 金	518
そ の 他 資 産	670	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	810
動 産 不 動 産	4,840	支 払 承 諾	1,060
繰 延 税 金 資 産	2,847	負 債 の 部 合 計	233,073
支 払 承 諾 見 返	1,060	(少 数 株 主 持 分)	
貸 倒 引 当 金	5,260	少 数 株 主 持 分	
		(資 本 の 部)	
		資 本 金	2,100
		資 本 剰 余 金	679
		利 益 剰 余 金	7,439
		土 地 再 評 価 差 額 金	975
		株 式 等 評 価 差 額 金	509
		自 己 株 式	22
		資 本 の 部 合 計	10,662
資 産 の 部 合 計	243,736	負 債、少 数 株 主 持 分 及 び 資 本 の 部 合 計	243,736

連結貸借対照表注記

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

4. 当行の動産不動産の減価償却は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10年～47年

動 産 5年～10年

連結される子会社の動産不動産については、資産の法定耐用年数に基づき、定率法により償却しております。

5. 自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

6. 当行の外貨建資産は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（16年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（16年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異（490百万円 厚生年金基金代行返上後）については、15年による按分額を費用処理しております。

9. 当行並びに国内の連結される子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

10. 当行並びに国内の連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

11. 当行の取締役及び監査役に対する金銭債権総額 120百万円

12. 動産不動産の減価償却累計額 2,642百万円

13. 動産不動産の圧縮記帳額 203百万円

14. 連結貸借対照表に計上した動産不動産のほか、電子計算機の一部等については、リース契約により使用しております。

15. 貸出金のうち、破綻先債権額は159百万円、延滞債権額は8,912百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

16. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は61百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
17. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,315百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
18. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は11,449百万円であります。

なお、15. から18. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形の額面金額は3,360百万円であります。
20. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 為替決済、有担保コール等の取引の担保として、有価証券14,502百万円を差し入れております。
21. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が公表した方法により算定した価額に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,151百万円

22. 1株当たりの純資産額 581円85銭
23. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下26.まで同様であります。

売買目的有価証券

連結貸借対照表計上額 35百万円

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 0

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照表			時 価 差 額	
	計 上 額			うち益	うち損
国 債	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
地 方 債	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-
社 債	900	910	10	15	5
そ の 他	3,296	3,134	162	6	168
合 計	4,196	4,044	151	22	173

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	連結貸借対照表		評価差額	うち益	うち損
		計	上 額			
株 式	2,327百万円	2,568百万円		240百万円	528百万円	287百万円
債 券	34,903	34,070		833	24	858
国 債	20,235	19,716		519	4	524
地 方 債	3,092	2,995		96	-	96
短期社債	-	-		-	-	-
社 債	11,575	11,358		216	19	236
そ の 他	6,225	5,964		260	15	275
合 計	43,456	42,603		853	567	1,421

なお、上記の評価差額から繰延税金資産343百万円を加えた額 509百万円が、「株式等評価差額金」に含まれております。

24．当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
15,671百万円	725百万円	58百万円

25．時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	連結貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く）	163百万円

26．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	2,883百万円	15,660百万円	6,241百万円	10,184百万円
国 債	1,702	7,668	1,555	8,789
地 方 債	114	1,957	792	131
短期社債	-	-	-	-
社 債	1,065	6,035	3,894	1,263
そ の 他	200	2,929	2,105	3,911
合 計	3,084	18,590	8,346	14,095

27．当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、16,898百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが9,686百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28．当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	1,725百万円
年金資産（時価）	857
未積立退職給付債務	867
会計基準変更時差異の未処理額	294
未認識数理計算上の差異	197
未認識過去勤務債務（債務の減額）	143
連結貸借対照表計上額の純額	518
前払年金費用	
退職給付引当金	518

29．固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を当連結会計年度から適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は61百万円減少しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

これは、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）が、平成17年4月1日以降開始連結会計年度から適用されたことによるためであります。

30．連結自己資本比率 8.36%

〔平成 17 年 4 月 1 日から〕
〔平成 18 年 3 月 31 日まで〕

連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	金 額
経 常 収 益		7,309
資 金 運 用 収 益	5,745	
貸 出 金 利 息	5,222	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	523	
預 け 金 利 息	0	
そ の 他 の 受 入 利 息	0	
役 務 取 引 等 収 益	601	
そ の 他 業 務 収 益	220	
そ の 他 経 常 収 益	<u>741</u>	
経 常 費 用		6,271
資 金 調 達 費 用	127	
預 金 利 息	127	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
そ の 他 の 支 払 利 息	0	
役 務 取 引 等 費 用	733	
そ の 他 業 務 費 用	58	
営 業 経 費	4,129	
そ の 他 経 常 費 用	1,222	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,010	
そ の 他 の 経 常 費 用	<u>212</u>	
経 常 利 益		1,037
特 別 利 益		68
動 産 不 動 産 処 分 益	65	
償 却 債 権 取 立 益	2	
そ の 他 の 特 別 利 益	<u>1</u>	
特 別 損 失		66
動 産 不 動 産 処 分 損	5	
減 損 損 失	<u>61</u>	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,039
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		14
法 人 税 等 調 整 額		<u>437</u>
当 期 純 利 益		<u>587</u>

注 1 . 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 . 1 株当たり当期純利益金額 31 円 53 銭